

5-25

庶発第520号 昭和36年7月11日

内閣総理大臣 池田勇人殿

日本学術会議会長 和達清夫

大学ならびに研究施設における放射性同位元素等の利用研究にともなう障害防止の改善について(勧告)

標記のことについて、本会議第193回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学ならびに研究機関において、放射性同位元素等の利用研究をすすめることは、わが国の科学技術の進展にとって、極めて重要であるが、それにともなう、施設・設備等の安全性、特に障害防止設備ならびに健康管理機構等が現在、不十分であり、これと全く同様の状態が大学病院等における放射性同位元素等の医療利用施設にも見られることはまことに憂慮に堪えない。については、放射性同位元素等の利用研究を行つてゐる国立大学ならびに国立研究機関等に対して、政府は、この際早急に、放射線障害防止に関する法律に随つて研究・治療等を行ない得るに十分な予算措置を講ぜられたい。

5-26

庶発第601号 昭和36年8月2日

内閣総理大臣 池田勇人殿

日本学術会議会長 和達清夫

極運動に関する国際中央局を日本に設置することについて(勧告)

標記について、本会議第194回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

きたる8月15日から8月24日まで、パークレイ(アメリカ合衆国)において、第11回国際天文学連合総会(XIth General Assembly of International Astronomical Union)が開催される。

この総会において「極運動に関する国際中央局の設置について審議されることになつてゐるが、同総会の決議により日本に同中央局設置の勧告がなされた場合、政府は予算その他について適切な措置を講ぜられたい。

説明

極運動に関する国際事業は、国際天文学連合(International Astronomical Union, IAU)の計画と勧告に基いて、国際学術連合会議(International Council of Scientific Unions, ICSU)加盟の特定国が、その中央局の業務を行うことを受諾し、各国観測機関の協力によつて実施される事業の一つである。

ICSUは、その中に天文地球物理事業連盟(Federation of Astronomical and Geophysical Permanent Services, FAGS)を置き、天文学および地球物理学に関するいくつかの計画に応じ、各中央局の業務に対し、経済面からその業務の一部援助を行う体制をとつてゐる。

国際中央局の任務は国際天文学連合および国際地球物理学連合の計画に基いて、各国観測機関

に対し、その事業に供する適切な指令を行い、観測資料の提出を求める、これらを国際的な研究に役立つ総合資料として刊行すること等がおもなものである。この中央局を設けることによつて、全世界の資料が自然にその所在国に集まり、その国の天文学および地球物理学上の研究の促進に役立つことは、非常に大きい。しかし、中央局を引受けれる能力のある国にしかその設置は行われない。

昨年7月 I U G G の第12回総会が開かれた際、IAUとの連絡の会議で、極運動に関する国際中央局の設置が決定された。また、本年8月 IAU 総会は、極運動観測に関する国際中央局の設置国を決定することになつてゐる。IAU 加盟各国からは、従来のわが国における研究成果および実績に鑑み、わが国にその設置が望まれている。

わが国学界としても、IAU の勧告があれば、これを引受けれる能力と意志をもち、その場合は緯度観測所（文部省所轄機関）がこれに当ることが適當と考えられる。

このような内外学界の状勢に鑑み、緯度観測所は、明年度概算要求案にその所要経費を計上することを考慮している。

5-27

庶発第600号 昭和36年8月2日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

昭和37年度国立大学予算編成について（勧告）

標記のことについて、本会議研究費委員会の審議に基き、第194回運営審議会の諒を経て、下記のとおり勧告します。

記

本会議は昭和32年7月、昭和34年7月、昭和35年7月に教官研究費の画期的増額を要望したが、政府がこの問題を重視して、とくに昭和34年度以来連年増額をされた事については、その努力を多とするものである。

しかしながら、本会議が年来要望してきた増額目標からみれば、なおはなはだ不十分である。本会議は近時の科学振興の実情を勘案しつつ、研究費委員会における慎重審議の結果、かさねて次の事項を勧告し、時代の要請にこたえ、文化の健全な発達を期そうとするものである。

1. 昭和34年7月の勧告（庶発第502号）に附した理由と全く同じ理由により、諸物価との対応が昭和37年度こそ戦前の水準に達するよう教官研究費を画期的に増額すること。
2. 実験講座に対する非実験講座の教官研究費の額は、現状では4:1となつてゐる。これはなはだしい不均衡を是正して、少なくとも戦前の2:1程度になるまで、非実験講座研究費の大幅な増額を実現すること。
3. 教官研究費を臨床、実験、非実験の3種類に分かつことは、今日の人文・社会科学のいちじるしい進歩と対応しないものがある。従来の非実験講座からいわば調査講座といふべきものを分つて、人文・社会科学のうち若干の学問分野には実験講座に準ずる研究費を計上すること。
4. 教官研究旅費は、36年度にかなりの増額を見たが、交通宿泊費の増加と対比すれば、さしたる増額とはならない。ことし、人文・社会科学における実態調査、実地調査、自然科学における臨地